

## 入札心得書

第1条 入札参加者は、「組合財産売却に係る一般競争入札案内書」（以下「入札案内書」という。）を熟読のうえ入札して下さい。

2 入札案内書について疑義があるときは、入札期間中に関係職員の説明を求めることができます。

第2条 入札参加者は、入札に関し白山野々市広域事務組合（以下「組合」という。）の担当職員の指示に従って下さい。

第3条 入札参加者は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

2 入札保証金（銀行振出小切手（銀行保証小切手）、郵便普通為替証書）を納付する場合は、組合の担当職員の審査を受け、「入札保証金納付書（別記様式6）（入札当日交付、入札参加者が作成）」を添えて会計管理者へ提出しなければなりません。

3 入札保証金は、開札完了後（再度の入札を含む。）、落札者を除き、入札保証金納付の際に発行した「入札保証金(担保)保管証書」と引換えに還付します。

第4条 入札者は、「入札書（別記様式4）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の期間、時刻に入札箱に投入してください。

2 記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印（印鑑証明書の印）を押さなければなりません。ただし、金額の訂正はできません。

3 入札者が代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式3）」を提出して下さい。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、他の入札参加者の代理をすることはできません。

5 入札参加者は、入札参加資格を有しない者を入札の代理人とすることはできません。

第5条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

第6条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札参加資格を有しない者がした入札書
- (2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札書
- (3) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
- (4) 第3条第1項に規定する入札保証金を納付しない者のした入札書
- (5) 記名押印のない、又は判然としない入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書

- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書
- (9) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は二人以上の入札者の代理をした者の入札書
- (10) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (11) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書
- (12) 郵送による入札書
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札書

第7条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その事由のいかんにかかわらず、その入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

第8条 開札は、開札場所において定められた日時に、入札参加者立会いのうえ行います。なお、当該入札参加者が開札会場にいない場合、組合の指定した者（入札に関係のない職員等）が立ち合いのうえ行います。

第9条 入札を行った者のうち、売却予定価格（最低売却価格を公表している物件にあっては、最低売却価格）以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したものを落札者とします。

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、当該入札者が開札会場にいない場合、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第11条 落札者は、落札決定通知を受けた日から起算して5日以内に売買契約を締結しなければなりません。

2 落札者が、前項の期間内に売買契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとし、入札保証金は組合に帰属することとなります。

第12条 落札者は、売買契約締結の際、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

2 入札保証金は契約保証金に充当することができます。

第13条 入札をした者は、入札後、入札物件、売買物件、入札案内書等についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできません。